

ShikataTown

じかた

広報

2010
6月号
June
No. 58

Photo/西浦さん宅(和田)のトキリンズ

INDEX

第2次行革大綱・集中改革プラン	2～8
国民健康保険 Q&A	10～11
まちかどレポート	14～15
情報パーク	18～19
生涯学習だより	20～21
健康カレンダー	23

第2次志賀町行政改革大綱・集中改革プランを策定

「中長期的に持続可能な健全財政の確立」を目指して



行政改革大綱（第2次）

(1) 基本方針

中長期的に持続可能な健全財政の確立を図るため、次の3つの基本方針を設定し、行財政改革を推進していきます。

① 中長期的な財政見通しを前提とした行政サービス提供への転換



志賀原子力発電所にかかる税収は減少し続け、また合併特例措置の期限到来に伴う地方交付税の減少など、中長期的には財源が乏しくなることが確実です。その一方で、さらなる高齢化に伴う社会福祉費の増大や新たな行政ニーズへの対応など、歳出が増加することが見込まれます。

そこで、ここ数年間の行財政運営だけでなく、子どもたちに将来大きな負担を残さず、中長期的に持続可能な財政運営が可能となるような行政サービスへの転換を図り、効率的・効果的な行政経営の実現を目指します。

(2) 改革の柱

(1)に掲げた3つの基本方針の下に「役場内部の改革改善」と「住民サービスの再構築」の2つの改革の柱を設定し、具体的な取り組みを進めていきます。

① 役場内部の改革改善

健全財政の確立

- ・健全な財政運営の推進
- ・基金の積立
- ・地方債の繰上げ償還の推進
- ・借受財産（土地）の解消
- ・税の収納率の向上
- ・下水道事業の経営健全化
- ・町立富来病院の経営健全化など

スリムな行政執行体制の構築

- ・第2次定員適正化計画の策定と実践
- ・組織および機構などの見直し
- ・職員人材育成の推進
- ・第三セクターなどの改革の推進 など

公正の確保と透明性の向上

- ・広報およびホームページなどによる情報公開の充実
- ・住民意見の積極的な活用

長引く景気低迷の影響により、国内企業の業績は低迷し、国および地方公共団体の元利償還負担が増加しており、財政状況悪化に歯止めがかからない状況に陥っています。その一方で、さらなる少子高齢化の進展への対応や雇用対策などの新たな行政サービス需要が生じており、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変動しています。

このような状況の中、志賀町においては志賀原子力発電所の供用開始により税収が増加していますが、一過性の財源であるため、効果的・効率的な行政サービスの提供を前提とした中長期的な財源確保が課題となっています。

そこで、第2次行政改革大綱におきましては、第1次の精神を引き継ぎながらも、「将来にわたって安心して暮らせる、住みよい町づくり」を念頭に置き、「住民の就労支援」「産業の活性化」「暮らしの安心」「次世代の育成」を達成するための「中長期的に持続可能な健全財政の確立」を目指した行政改革に関する各種取り組みを進めてまいります。

なお、取り組みの推進にあたっては、常に住民本位の町政を行うことを基本目標におきながら、子供たちに将来大きな負担を残さないように努めていきます。また、住民の皆さんに志賀町の行財政運営に関する分かりやすい情報提供を行うとともに、スピード感のある計画の進捗を図ってまいります。

元気な町づくりのために、住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

② 地域主権時代の到来を見据えたまちづくり体制の見直し

地域主権時代が到来すると、事務事業の権限と責任が国や県から大幅に移譲されることが見込まれます。このことに対応するためには、役場の体制のみならず、志賀町におけるまちづくりの体制を改めて検討することが必要です。

そこで、役場や町の出資団体の体制の充実・強化に加え、地域住民や民間会社なども含めた役割分担のあり方を改めて点検し、新たなまちづくりのしくみを構築します。

③ 分かりやすい情報提供とスピード感のある改革の実施

地域住民をはじめとした行政以外の主体とまちづくりを進めていくためには相互理解が重要とされるため、行政が保有する情報を分かりやすく伝えていきます。

また、「中長期的に持続可能な健全財政」を早期に確立するため、スピード感を持って改革を実施していきます。

(3) 推進期間

平成22～26年度（5年間）

② 住民サービスの再構築

住民サービス実施方法の見直し

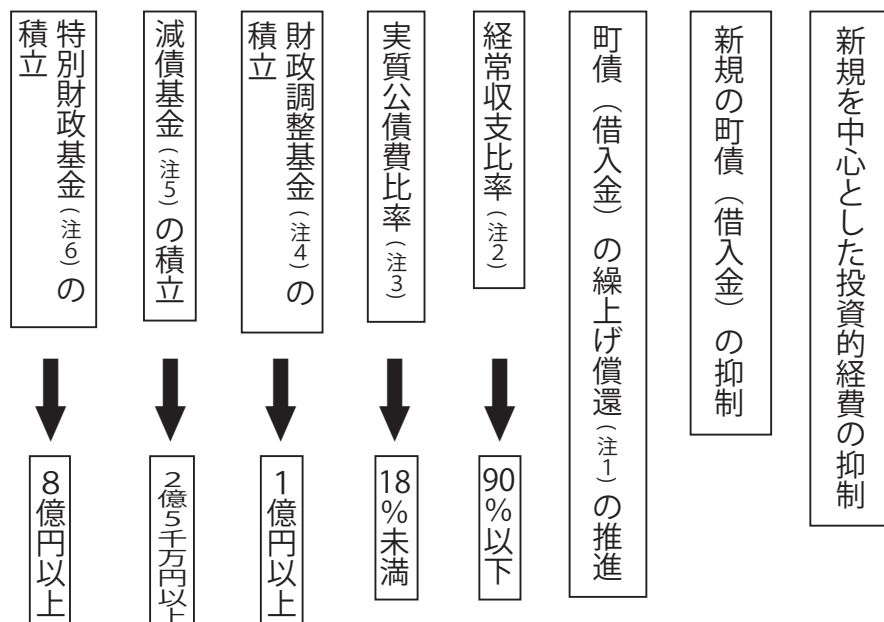
- ・ 公の施設のあり方の見直し
- ・ 公立保育園の統廃合の推進
- ・ 志賀地域小学校の再編および遠距離通学体制の見直し
- ・ スポーツ施設への指定管理者制度の導入
- ・ 各種イベントの見直し など

財源の適正配分と受益者負担の見直し

- ・ 行政評価制度の推進
- ・ 補助金の見直し
- ・ 扶助費の単独事業の見直し
- ・ 受益者負担の見直し
- ・ 有料ごみ袋制度の導入 など

(1) 財政に関する目標

推進期間において、以下に掲げる財政目標を設定し、進捗管理を図ります。



(2) 普通会計（注7）の財政見通し

(1) の財政目標を達成するため、第2次集中改革プランに掲げる行財政改革を推進した場合の財政見通しは次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分		H22	H23	H24	H25	H26
歳入	町 税	6,606	6,221	5,796	5,499	5,193
	譲与税・交付金	419	417	447	447	447
	地方交付税	2,260	2,390	2,496	2,645	2,848
	国県支出金	1,751	1,945	2,100	2,020	2,030
	その他	1,340	1,071	1,171	1,071	1,171
	使用料・手数料の見直し		21	21	22	22
	町 債（借入金）	208	400	350	350	380
	臨時財政対策債	60	90	300	300	270
	合 計	12,644	12,555	12,681	12,354	12,361
歳出	人件費	2,472	2,297	2,533	2,320	2,420
	うち職員給	1,574	1,585	1,585	1,524	1,507
	うち退職手当特別負担金	134	0	222	79	187
	定員適正化計画		△ 22	△ 30	△ 53	△ 61
	物件費・補助費・扶助費など	5,438	5,499	5,454	5,416	5,405
	物件費・補助費などの見直し		△ 39	△ 72	△ 72	△ 72
	公債費	2,043	2,008	2,200	2,130	2,062
	繰出金	1,440	1,430	1,468	1,492	1,525
	積立金	505	450	300	250	150
	投資的経費	721	850	705	724	777
	合 計	12,619	12,473	12,558	12,207	12,206
実質収支	25	82	123	147	155	
うち行財政改革による財政効果		82	123	147	155	

（注7）普通会計とは、個々の自治体ごとに各会計の範囲が異なっており、統一的な財政状況の把握や他自治体との財政比較のため、地方財政統計上用いられる会計区分です。

用語	説明
（注1） 繰上げ償還	後年度の金利負担を軽減するため、町が国や金融機関などから借り入れた資金を当初の返済期限よりも前に償還を行うことです。
（注2） 経常収支比率	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。すなわち、人件費・扶助費・公債費などの経常的な支出に地方税・普通交付税などを中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかを表す比率です。 ※志賀町の比率 平成20年度 74.9%
（注3） 実質公債費比率	平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。 18%以上の団体・・・引き続き地方債の発行に国の許可が必要です。 25%以上の団体・・・一般事業などの起債が制限され、財政健全化計画の策定が必要です。 ※志賀町の比率 平成20年度 13.6%
（注4） 財政調整基金	突発的な災害や緊急を要する経費の発生に伴う支出に備えるために設置される基金です。決算剰余金が多い時は多く積み立て、財源不足時に取り崩すという、年度間の調整的な役割も果たします。
（注5） 減債基金	町債（借入金）の償還の増加に備えるために設置される基金です。公債費（借入金返済）が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取り崩して公債費に充てます。
（注6） 特別財政基金	地域振興施策に充てるための基金です。

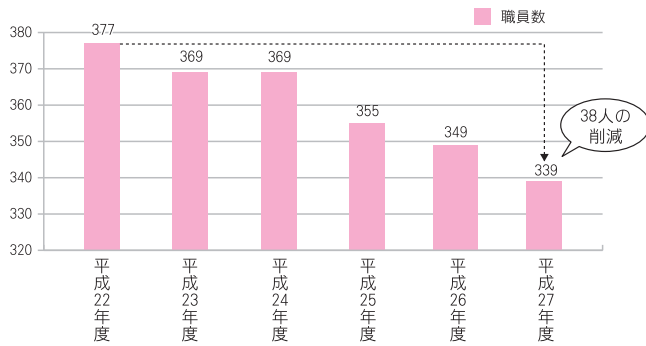
普通会計の財政見通しの主な内容については、次のとおりです。

区分	主な内容
歳入 (町税)	⇒ 志賀原子力発電所2号機に係る町税などが年々大幅に減少します。 H 22年度 6,606 百万円 H 26年度 5,193 百万円 ▲ 1,413 百万円
歳入 (地方交付税)	⇒ 町税の減少により国からの地方交付税は、一部増加が見込まれます。
歳出 (人件費)	⇒ 職員数の削減に伴い職員給は減少しますが、退職手当特別負担金を支出するため、人件費は年度ごとに変動します。
歳出 (公債費)	⇒ ケーブルテレビ事業などの本格的な町債（借入金）償還により、公債費（借入金返済）は横ばいで推移します。 (参考) ケーブルテレビ事業特別会計の町債残高 H20年度末 28 億 7,860 万円
歳出 (繰出金)	⇒ 下水道事業の町債償還により、特別会計への繰出金の増加が見込まれます。 (参考) 公共下水道事業特別会計および農業集落排水事業特別会計の町債残高 H20年度末 106 億 4,008 万円
歳出 (投資的経費)	⇒ 町税が年々大幅に減少しますので、道路や公園、その他の公共用施設の新增設や大規模修繕を抑制するため、投資的経費は横ばいで推移します。

普通会計の財政見通しで明記されている行財政改革による財政効果の総額は約5億7百万円ですが、平成22年度の当初予算に約39百万円の財政効果（2社の再編による委託料の削減、仲人奨励金の廃止、全期前納報奨金制度の廃止など）が織り込まれているため、これを加えた約5億5千万円が平成22年度から平成26年度までの財政効果の総額です。財政効果で得られる財源については、中長期的に持続可能な健全財政の確立を目指して、第2次集中改革プランに掲げる減債基金や特別財政基金の積み立て、町債の繰上げ償還の推進に充当していく予定です。

なお、財政見通しには、志賀地域の小学校再編の事業費を含んでいません。今後方向性が決定した時点で財政見通しを修正する必要がありますが、当面は小学校再編に多額の経費を要することから、毎年1億円程度の基金積み立てを実施していく予定です（毎年度の基金積立1億円は、5年間の財政見通しに含んでいます）。

(3) 職員に関する目標（第2次定員適正化計画）



① 定員適正化の数値目標

平成22年4月1日現在の職員数（注1）377人を基準として、平成27年4月1日までに38人を削減し、339人以内とします。

（注1）職員数は、一般行政（保育士含む）、教育、病院、水道、下水道などの職員の合計です。

② 職員採用の基本的な考え方

職員数の削減と年齢構成の平準化を図るため、一般行政職は一定数を採用しながら削減を図ります。

技能労務職員は、引き続き退職不補充を原則とし、非常勤職員化、外部委託化により対応します。

(4) 重点実施事項

集中改革プランにおいては、改革項目を68項目設定しましたが、その中でも改革効果が高いもの、集中的・重点的に取り組むべきものを以下のとおり「重点実施事項」として設定しました。

大項目	中項目	取組事項	実施内容
役場内部の改革改善	健全な財政運営の推進	健全な財政運営の推進	計画期間中の経常収支比率を90%以下、実質公債費比率を18%未満にすることを財政目標として、集中改革プランを着実に実施します。
		基金の積立	中長期的に持続可能な健全財政の確立のため、財政調整基金に1億円以上、減債基金に2億5千万円以上、特別財政基金に8億円以上を財政目標として積立てを行います。
		地方債の繰上げ償還の推進	利子負担の軽減を図るため、金融機関から借り入れた町債（借入金）の3億円以上を財政目標として繰上げ償還を行います。
		新地方公会計制度の実施に伴う公有財産管理業務の適正化	現有の土地および建物、工作物、物品の公正価値を調査するとともに、売却可能資産の把握および公有財産台帳の整備を行い、売払いを積極的に実施します。また、物品はインターネットを利用した公有財産売却システムを活用し売却を進めます。
		借受財産（土地）の解消	公共施設のあり方も含め借受財産の現状調査を実施するとともに、今後の基本方針を策定し、借受財産の解消に取り組みます。 （参考）富来地域の主な公共施設の敷地は、その全部または一部が借地となっており、平成21年度の賃借料は、約2,300万円となっています。
		地籍調査事業の推進	志賀地域の地籍調査を完了させるとともに、富来地域の調査範囲を順次拡大し、地籍調査事業の早期完了を目指します。 （参考）地籍調査は、宅地・耕地など（山林は除く）を計画面積として調査しており、計画面積に対する進捗率は、平成21年度末で志賀地域で約97%、富来地域で約16%となっています。
		税の収納率の向上	税収の確保と税負担の公平性を確保するため、徴収体制の充実と滞納処分の強化を図ります。
	スリムな行政執行体制の構築	第2次定員適正化計画の策定と実践	第2次定員適正化計画に基づき、定員適正化の実践と人件費の削減に取り組みます。
		職員人材育成の推進	より質の高い行政サービスを住民に提供するため、各種研修会などを通じて職員一人ひとりの意識改革を図り、将来の志賀町を見据え、自ら考え、自ら実行できる職員を育成します。
	透明性の向上	住民意見の積極的な活用	パブリックコメントや住民アンケート調査に加え、タウンミーティング（町政懇談会）、町長談話室、まちづくり委員会など幅広く住民の意見を得られる機会を設けます。また、実施する際には、住民に分かりやすい内容にするなど、ご意見をいただきやすい環境づくりに努めます。

大項目	中項目	取組事項	実施内容
住民サービスの再構築	住民サービス実施方法の見直し	公の施設のあり方の見直し	今後、改修が必要な老朽施設の増加が見込まれる中、明確で統一的な基準のもとに公の施設のあり方を検討し、施設の統廃合を推進するとともに、運営主体および運営形態などを見直します。
		公立保育園の統廃合の推進	保育園の入所児童数の減少に伴い、現在9つある公立保育園の管理運営が非効率になっています。また、今後保育士の退職者の増加が見込まれるとともに、臨時保育士の確保が非常に困難になっているため、早急に統廃合の計画を策定する必要があります。 そこで、平成22年度に志賀町保育所適正配置検討委員会を設置し、指定管理者制度（注2）の導入も含め公立保育園の統廃合計画を策定します。委員会では、指定管理者制度の導入、少人数保育園の休止・統廃合、効率的・効果的な保育園の運営などを検討します。
		志賀地域小学校の再編および遠距離通学体制の見直し	志賀地域7小学校の再編について調査研究することを目的として、平成21年度に志賀地域小学校統廃合検討委員会を設置し議論がされており、今後は平成26年度の統合を目指します。また、中学生民間バス定期補助制度のあり方を含めた遠距離通学の体制を見直します。
		スポーツ施設への指定管理者制度の導入	スポーツ施設は、町が直接管理していますが、維持管理コストの削減やサービス内容の充実のため、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した事業の展開を進めます。
	財源の適正配分と受益者負担の見直し	補助金の見直し	既存の補助金は、見直し指針を策定するとともに、交付の目的や効果などを補助金評価シートによって検証し、廃止、減額、終期設定などを見直しを行います。また、新たに補助金を設ける場合は、事業効果を十分検討するとともに、原則として終期設定を行い、補助制度の長期化防止を図ります。
		扶助費の単独事業の見直し	扶助費（注3）の単独事業は、見直し指針を策定するとともに、交付の目的や効果などを扶助費評価シートによって検証し、廃止、縮小などを見直しを行います。
		受益者負担の見直し	受益者負担（使用料、手数料、分担金、負担金）は、受益と負担の公平性を図るため、行政評価によって検証し、適正な負担について検討します。
		特定健診自己負担の導入	平成20年度より、町が行う住民基本健診から、加入している健康保険が実施する特定健診へと制度改正となったことや、近隣市町の状況および受診者数の増加を考慮し、特定健診受診者に対し受益者負担を徴収します。
		がん検診事業の受益者負担の見直し	近隣市町の状況および受診者数の推移を考慮し、がん検診受診者に対し受益者負担を徴収します。
		インフルエンザ予防接種事業の受益者負担の見直し	近隣市町の状況および高齢者インフルエンザ予防接種者数の推移を考慮し、インフルエンザ予防接種者に対し受益者負担を徴収します。
		配食サービス事業の受益者負担の見直し	受益と負担の公平性を図るため、食事を作ることが困難な高齢者の配食サービスについて、平成22年度中に受益者負担を見直します。
		有料ごみ袋制度の導入	一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、町指定の有料ごみ袋制度を導入します。

（注2）指定管理者制度…スポーツ・レクリエーション施設や福祉施設、文化施設など、住民の皆さんに直接利用していただく「公の施設」の管理運営を広く民間の事業者や団体にも任せられることができる制度です。

（注3）扶助費…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどです。町が法律に基づかないで、単独事業として行うサービスなども扶助費に含まれます。

※第2次志賀町行政改革大綱および集中改革プランの詳細は、志賀町のホームページをご覧ください。

くらしの分類 → 行政政策 → 行財政改革 → 中長期的に持続可能な健全財政の確立

お問い合わせ先 総務課行政改革秘書室 ☎ 32-9311 町内 | P 8-32-9311

志賀町行政改革推進委員会の委員募集について

第2次志賀町行政改革大綱および集中改革プランを推進するにあたり、住民の皆さんの意見を反映させるため、推進委員会の委員を公募します。推進委員会委員として、行政改革の取組について、住民の立場からご意見をいただくものです。

募 集 内 容	
募集人員	2人以内 (平成22年4月1日現在の年齢が20歳以上の町内在住者で、町が主催する審議会などの委員を3つ以上兼務していない人) ※継続して会議に参加できることが条件です。
活動期間	委嘱日(平成22年7月予定)～平成24年7月23日 会議の開催は、年度毎に3回程度を予定しています。 会議開催時間は、平日の午後からで2時間程度を予定しています。
委員謝金	1回の出席につき6,000円。交通費は支給しません。
募集期間	平成22年6月1日(火)から平成22年6月18日(金)まで(必着)
決定方法	書類選考および面接
申し込み	別に定める応募申込書に必要な事項を記入の上、次のテーマに関する小論文(800字程度)を添えて、郵送または持参してください。 テーマ「今後の行政改革の取組について」 応募先(お問い合わせ) 〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場 総務課行政改革秘書室 ☎32-9311 町内IP 8-32-9311 ※選考結果は、応募者全員に文書で通知します。 ※受付した応募申込書および小論文は返却しないものとし、当推進委員会の公募以外の目的には使用しません。 (その他) 応募申込書は、総務課行政改革秘書室(3階)、富来支所総合窓口(1階)に設置してあります。 また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

乳幼児・児童医療費助成制度について (お知らせ)

志賀町では中学校修了時までの医療費(保険診療分)を助成しています。
助成を受けるにあたって、次のことに注意してください。

- 診療を受けた日から1年以内に領収書を提出してください。
- 保険証が変わったなど、登録内容に変更が生じた場合は早めに変更の手続きをおこなってください。
- 申請時には、受給者証と印鑑(シャチハタ不可)を忘れずにお持ちください。

■お問い合わせ 子育て支援課 ☎32-9122 IP8-32-9122

事業主、労働者の総合労働相談会を開催

相談は無料、電話・FAXによる相談にも応えます(秘密厳守)
石川県では、事業主、労働者および一般県民の職業能力開発・労働(賃金、退職金など)に関する疑問や悩みごとに対応するための「総合労働相談会」を毎月第3水曜日の13時30分～16時まで、職業能力開発プラザで開催しています。
専門のスタッフを配置していますので、ご利用ください。

■お問い合わせ、相談先
石川県職業能力開発プラザ(金沢市芳斉1-15-15)
☎076-261-1400 FAX076-261-1402
E-mail:pzinfo@po.syokunou-p.pref.ishikawa.jp
ホームページ <http://www.syokunou-p.pref.ishikawa.jp/>

第2回わんぱく相撲羽咋郡市大会 ～めざせ!両国国技館!～

日時 平成22年6月13日(日) 14時開始
場所 羽咋市 唐戸山相撲場
主催 社団法人羽咋青年会議所
☎0767-22-1317 FAX:0767-22-7114

情報公開請求件数	18件
開示件数	16件
全部開示件数	16件
一部開示件数	0件
非開示件数	2件
非開示件数	1件
不存在等件数	1件
取下げ件数	0件